

入管庁入第5号
令和2年1月6日

地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖子

関係機関と連携したより一層厳格な出国手続の実施について（通知）

昨年12月31日、保釈中のカルロス・ゴーン・ビシャラ被告人が、何らかの方法で本邦を出国し、レバノンにいる旨の声明を発表したことが報じられました。

本件の発生を受けて、法務大臣から、関係省庁と連携して、出国時の手続のより一層の厳格化を図るよう指示が出されています。

本庁においては、本年1月5日、国土交通省に対して、ビジネスジェット専用施設（ビジネスジェット専用動線を有する施設をいう。以下同じ。）におけるより一層の厳格な保安検査の実施及び保安検査によって適正な出国手続の実施に資する必要な情報を得た場合の関係機関への通報に関し、協力を依頼したところです。

これを受け、国土交通省から、空港を運営又は管理する空港会社及び自治体等に対して通知が発出され、本日から、ビジネスジェット専用施設において、これまでX線検査を実施していなかった大きな荷物についてもX線検査（X線検査が不可能な場合には開披検査）が実施されることとなりました。

については、空港を運営又は管理する空港会社及び自治体等と適切に連携の上、厳格な出国管理を実施するよう願います。

なお、適切な出国管理を行う観点から、空港を運営又は管理する空港会社及び自治体等から協力を求められた場合は、これに確実に対応するよう部下職員に指示願います。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。